

社会福祉法人立川市社会福祉協議会
支えあいサロン実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者や障害者、子育て中の親などが孤独、孤立に陥らないよう、また防災上の観点からも定期的に近隣住民などと集まり、共に助け合い、支えあい活動を推進するために本事業を実施する。

(条件)

第2条 立川市内において高齢者や障害者、子育て中の親などの構成員3人以上のグループが、概ね月に1回以上公共施設または構成員の自宅などで、近隣住民あるいは構成員相互に孤独、孤立に陥らないよう、定期的な支えあいを基調としたグループ活動を行うものとする。ただし、構成員を特定一部の者に限るグループ活動は除き、必要としている人の参加を拒まないことを条件とする。

(登録)

第3条 この要綱により、支えあいサロンの登録を受けようとするグループは、社会福祉法人立川市社会福祉協議会(以下「社協」という。)へ支えあいサロン登録申請書(第1号様式)に、支えあいサロン参加者名簿(第2号様式)を添付して、申請をしなければならない。

(登録の可否)

第4条 社協会長は、前条の申請を受理したときは、必要事項を審査して登録の可否を決定し、登録を認めたグループには支えあいサロン登録決定通知書(第3号様式)により通知し、却下したグループには支えあいサロン登録不承認通知書(第4号様式)により通知する。

(助成内容)

第5条

1 支えあいサロン活動に対する助成内容は、次の各号のとおりとする。

(1)会場使用料 有料施設を使用した場合は、実費または500円のどちらか少ない金額。グループ構成員の自宅を使用した場合は、1回につき500円以内とする。助成金の対象は週1回を限度とし、ひと月の上限は月5回、2,500円とする。

(2)活動費 飲食代(食材料費を含む)を除き、1事業年度において6,000円以内の実費とする。ただし、年度の後期において登録した団体は、半額以下の実費とする。

2 助成金により物品を購入した団体は、解散または使用しなくなった場合に、各団体が責任を持って管理、処分、廃棄するものとする。

3 講師謝礼について、支えあいサロン登録メンバーと支えあいサロンメンバーの身内への支払いは、助成対象外とする。

4 但し、本会の市民活動助成金を受けている団体は、支えあいサロンとしての活動の継続は可能とするが、市民活動助成を優先し、支えあいサロン助成金請求の対象を除外するものとする。

(助成金の請求方法)

第6条 前条の助成金を受けようとするグループは、支えあいサロン開催報告書兼助

成金請求書(第5号様式)を原則、活動した月の翌月の10日以内に、領収書(原本)を添付の上社協に提出しなければならない。なお、講師謝礼等で個人に支払いを行う場合は、署名及び捺印を押すものとする。

(助成金の支払い方法)

第7条 社協はそれを審査し偶数月の末日までに、支えあいサロン助成金振込依頼書(第6号様式)により指定された口座に振り込むものとする。ただし、末日が金融機関定休日の場合は、その翌営業日に振り込むものとする。

(保険の加入)

第8条 支えあいサロンは、グループ活動の事故に備え損害保険に加入し、社協はその費用を負担する。

(活動の届け出)

第9条 活動をしたグループは、支えあいサロン開催報告書兼助成金請求書(第5号様式)を原則活動した月の翌月の10日以内に、社協事務局または地域福祉コーディネーターに提出しなければならない。

(変更の届け出)

第10条 この要綱により登録を承認されたグループは、次の事項に変更があった場合は、速やかに社協事務局または地域福祉コーディネーターに届け出なければならない。

- (1) 代表者の氏名、住所及び電話番号
- (2) 参加者の変更
- (3) 指定した振込口座
- (4) グループを解散したとき
- (5) その他、社協会長が必要と認めた事項

(情報の公開について)

第11条 この要綱により助成をうけたグループは以下の情報を社協の広報物、HPなどで公開することとする。

- (1) サロンの名称
- (2) 開催場所(自宅開催の場合は町名まで)、
- (3) 開催日

(委任)

第12条 この要綱施行の際、定めのない事項については、社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する

附則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する

附則

この要綱は、2020年4月1日から施行する

附則

この要綱は、2021年4月1日から施行する

附則

この要綱は、2022年4月1日から施行する

附則

この要綱は、2025年2月1日から施行する